

# 有料老人ホーム設置届出の手引き

旭川市における有料老人ホーム設置に係る手続について P1

旭川市有料老人ホーム設置運営指導要綱に基づく事前協議について P5

老人福祉法に基づく有料老人ホーム設置届について P8

平成29年9月

旭川市福祉保険部指導監査課

# 旭川市における有料老人ホーム設置に係る手続について

## 1 設置届について

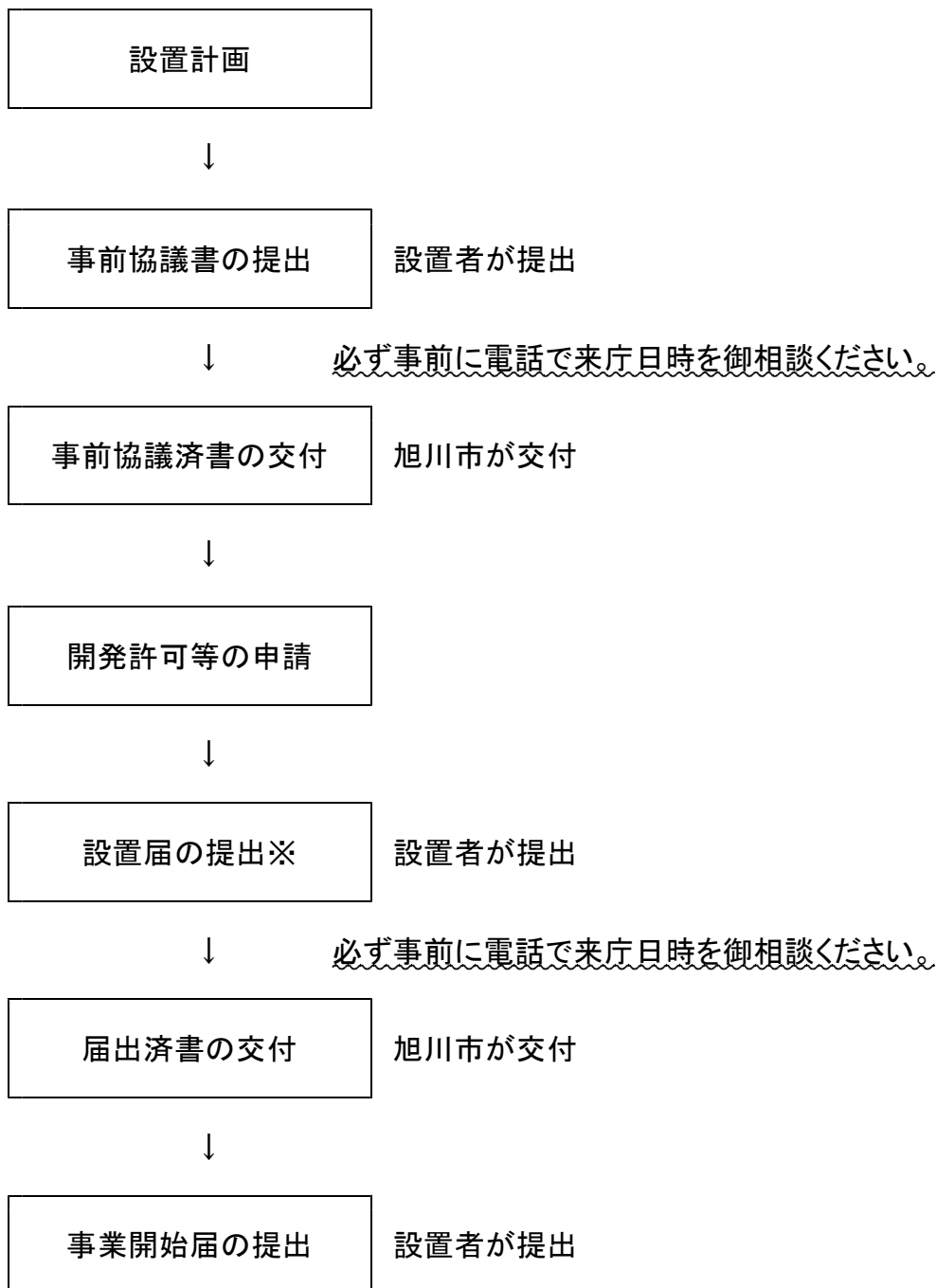
- (1) 市内において有料老人ホームを設置しようとする者は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項の規定により、あらかじめ、届出をしなければなりません。
- (2) 老人福祉法第29条第1項では「老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与することを約する場合を含む。)をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないもの」が「有料老人ホーム」とされており、これに該当する場合は届出をする義務があります。
- (3) 老人福祉法第29条第2項の規定により、設置届出事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、届出が必要になります。また、同条第3項の規定により、事業を廃止、休止しようとするときは、廃止又は休止の日の一月前までに届出をしなければなりません。
- (4) 老人福祉法第40条の規定により、老人福祉法第29条第1項、第2項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者、同条第9項の規定(立入検査等)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に答弁せず、若しくは検査を拒み、妨げ、忌避した者は、30万円以下の罰金に処するとされています。

## 2 設置に向けての手続

- (1) 旭川市では、有料老人ホームは高齢者が長年にわたり生活する場であり、一定のサービス水準を確保するため、旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針(以下「指針」という。)を設け、指針に適合する施設となるよう指導を行っています。
- (2) 届出の具体的な手続としては、旭川市有料老人ホーム設置運営指導要綱

(以下「指導要綱」という。)に従い、事前協議の手続を経た後に、老人福祉法に基づく設置届を提出することとなります。

#### 有料老人ホーム設置事務の流れ



※ 既に建物の建築を行っている場合や既存の建物で行う場合(未届有料老人ホームを含む。)には、設置届の提出からの手続になりますが、提出していただく書

類については、事前協議書及び設置届に添付していただく書類の全てが必要です。

### 3 施設・設備等の基準

「旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針」(旭川市ホームページに掲載)を御覧ください。

なお、この指針に掲げる職員の配置等や規模及び構造設備を満たさない場合であっても、有料老人ホームの設置の届出をしなければなりません。

### 4 設置手続等の基準

「旭川市有料老人ホーム設置運営指導要綱」(旭川市ホームページに掲載)を御覧ください。

### 5 事前協議に当たっての留意点

「旭川市有料老人ホーム設置運営指導要綱に基づく事前協議について」(P5)を御覧ください。

### 6 設置届に当たっての留意点

「老人福祉法に基づく有料老人ホーム設置届について」(P8)を御覧ください。

### 7 有料老人ホーム関係資料の入手方法

指導指針、指導要綱等の有料老人ホーム関係資料は、旭川市ホームページに掲載しています。「ホーム> 事業者向け> 健康・福祉・子育て・学校> 高齢者・介護保険> 指導・助言> 旭川市有料老人ホーム設置運営指導要綱、設置運営指導指針等について」をクリックし、必要に応じて各種資料をダウンロードしてください。

### 8 問合せ先等

有料老人ホームの設置に係る問合せは、指導監査課の有料老人ホーム担当者宛てにお願いします。

有料老人ホームの設置に係る問合せで来庁される場合は、指導監査課の有料老人ホーム担当まで事前に電話連絡を行い、日程を調整してからお越しください。事前に連絡がない場合は、担当者不在等により対応できない場合があります。

また、旭川市有料老人ホーム設置運営指針、旭川市有料老人ホーム設置運営  
指導要綱を御覧いただいた上でお越しくださるようお願いいたします。

連絡先 〒070-8525

旭川市7条通10丁目

旭川市福祉保険部指導監査課

電話 0166-25-9849

FAX 0166-25-9090

# 旭川市有料老人ホーム設置運営指導要綱に基づく事前協議について

## 1 趣旨

有料老人ホームは、高齢者が長年にわたり生活する場であり、一定のサービス水準を確保するため、老人福祉法に基づく有料老人ホーム設置届出の前に、指導要綱に従い、設置計画の内容等について確認を行います。

## 2 審査内容, 手続等

- (1) 事前協議では、一定のサービス水準を確保できるかどうか等について、設置計画者からの提出資料に基づき、添付資料の書面、聞き取りや現地確認により審査を行います。
- (2) 事前協議は、市と設置計画者(運営会社)で行うこととします。必要に応じて設計事務所等が同席して差し支えありませんが、原則として設計事務所、コンサルティング会社や申請書作成代行者のみの事前協議は行わないこととします。
- (3) 事前協議の結果、市は設置者に「有料老人ホーム設置計画事前協議済書」を交付します。
- (4) 「有料老人ホーム設置計画事前協議済書」の交付を受けた設置者は、建築確認後すみやかに、旭川市長宛てに老人福祉法第29条第1項に定める設置届を行います。

## 3 提出書類

A4サイズで次の内容を記載した書類を作成し、参考資料を添付してください。事前協議書は2部作成してください。提出用1部のほか設置者控え1部を用意し、事前協議の際に持参してください。

### (1) 基本的事項

#### ア 施設の運営方針

(2) 設置主体に関する事項

- ア 法人の概要
- イ 役員等名簿
- ウ 法人定款

参考資料の例： 定款又は寄附行為等，商業登記簿謄本（現在全部事項証明書），直近の事業年度の決算書，株主台帳又は出資者等名簿

(3) 役職員

- ア 組織図（法人及び施設）
- イ 職員配置計画（初年度及び事業計画上の満室時）
- ウ 勤務ローテーション表
- エ 役員，施設長及び介護サービス責任者の名簿，経歴書等

(4) 規模及び構造設備

- ア 土地図面（案内図，面積実測図）
- イ 建築図面（配置図，平面図（各階平面図及び居室，一時介護室，食堂，便所，浴室，特殊浴室，階段，廊下等が確認できるもの），立面図，断面図，各室別面積表）
- ウ 非常用設備（誘導灯，非常用照明，スプリンクラー，ナースコール，館内放送設備等）の位置（範囲）図

参考資料の例： 土地登記簿謄本及び土地売買契約書の写し又は土地売買同意書の写し（借地又は新借地方式の場合は賃貸借契約書の写し，土地信託の場合は信託契約書のほか関係書類の写し）

既存建物の場合は，建物登記簿謄本及び建物売買契約書（借地の場合は賃貸借契約書）の写し又は建物売買同意書の写し

(5) 契約等

- ア 入居契約書
- イ 管理規程（介護サービス一覧表及び各種基準，細則を含む）
- ウ 重要事項説明書

- エ 苦情処理体制表
- オ 夜間体制表
- カ 防災体制表

(6) 事業経営計画等

- ア 市場調査における入居者の見込み(既に運営している場合は省略可)
- イ 入居募集計画(時期, 方法, 手続等)(既に運営している場合は省略可)
- ウ 資金調達・返済計画(初期総投資費用の内訳を含む。)(既に運営している場合は省略可)
- エ 家賃相当額, 返還額, 介護費用, 月額利用料の額及び算定根拠
- オ 長期の資金計画及び損益計画(各費用の設定条件を含む。)

旭川市ホームページに掲載していますので, 必要に応じてダウンロードしてください。「ホーム> 事業者向け> 健康・福祉・子育て・学校> 高齢者・介護保険> 指導・助言> 旭川市有料老人ホーム設置運営指導要綱、設置運営指導指針等について」をクリックし, 各種資料のページに移動できます。



# 老人福祉法に基づく有料老人ホーム設置届について

## 1 趣旨

- (1) 市内に有料老人ホームを設置しようとする者は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項の規定により、あらかじめ、届出が必要になります。
- (2) また、設置届提出後も、老人福祉法第29条第2項の規定により、届出事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、同条第3項の規定により、事業を廃止、休止しようとするときは、廃止又は休止の日の一月前までに届出が必要になります。

## 2 設置届に向けての手続

- (1) 市では、有料老人ホームは高齢者が長年にわたり生活する場であり、一定のサービス水準を確保するため、旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針(以下「指針」という。)を設け、指導を行っています。
- (2) 具体的な手続としては、旭川市有料老人ホーム設置運営指導要綱に従い、事前協議の手続を経た後、老人福祉法に基づく設置届を提出することとなります。

## 3 設置届に係る提出書類

A4サイズで次の内容を記載した書類を作成し、参考資料を添付してください。事前協議書は2部作成してください。提出用1部のほか設置者控え1部を用意し、持参してください。

### (1) 規模及び構造設備

参考資料の例： 建築基準法第6条第1項による(第87条第1項により準用する場合を含む。)確認を受けたことを証する書類の写し

### (2) 運営

参考資料の例： 協力医療機関との契約書又は同意書の写し、調理等の委託契約書の写し(委託を実施している場合のみ。)

### (3) 入居一時金等の保全措置

参考資料の例： 入居一時金等の保全措置を講じたことを証する書類  
該当しない場合は不要です。

(4) その他

ア 事前協議済書に付された指導事項に対する回答

該当がない場合は不要です。

イ 入居募集パンフレット

4 設置届出について

設置届出を行う際は、円滑な事務手続を進めるため、指導監査課の有料老人ホーム担当者へあらかじめ連絡し、日程調整を行った上で、提出を行ってください。

5 開始届出について

設置届出の結果、市は設置者に「有料老人ホーム設置届出済書」を交付しますので、実際に施設を開設する時期に合わせて建築基準法第7条及び消防法第17条の3の2による検査を受けたことを証する書類を添付して有料老人ホーム事業開始届を提出してください。